

資格制限要領 別表1（粗雑履行及び事故等）

資 格 制 限 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県発注の入札手続及び入札参加登録において、次の各号に該当し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県発注物品調達等に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認書類その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(2) 県の入札参加登録に当たり、虚偽の記載により登録業者となったとき。</p> <p>(過失による粗雑履行)</p> <p>2 県発注物品調達等の履行に当たり、過失により物品調達等を粗雑にしたと認められる場合において、次の各号に該当し、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）となったとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(1) 再履行が不可能なとき。</p> <p>(2) 検査で不合格とされ再履行を要したとき、又は引渡し後に契約不適合が判明し、契約執行者から契約不適合責任に基づく再履行の請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>(3) 履行中に、契約不適合が判明したとき。</p> <p>3 県内において、県以外の公共機関が発注した物品調達等の履行に当たり、過失により物品調達等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p> <p>(故意による粗雑履行)</p> <p>4 県発注物品調達等の履行に当たり、故意に物品調達等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(契約違反等)</p> <p>5 県発注物品調達等の履行に当たり、次の各号に該当し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 受注者の事由により契約解除になったとき。</p> <p>(2) 関係法令に抵触する事実が判明したとき。</p> <p>(3) 履行遅延となったとき。</p> <p>(4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）第8条第4項に該当したとき。</p> <p>(5) その他、契約違反行為が判明したとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p> <p>24か月</p> <p>5か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>24か月</p> <p>7か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>

<p>(契約不締結)</p> <p>6 県発注物品調達等において、落札決定したにもかかわらず、物品調達等の契約を締結しなかったとき。</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(再度の警告)</p> <p>7 県発注物品調達等において、書面による警告を受けた日から 1 年を経過するまでの間に、警告すべき事由が発生したとき。</p>	<p>1 か月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>8 県発注物品調達等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与え、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 受注者若しくは受注関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p>	<p>2 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約受注関係者事故)</p> <p>9 県発注物品調達等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、受注関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 受注者若しくは受注関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p>	<p>1 か月以上 5 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>